

年 月 日

様

ニセコ町長

関係住民等への配慮について（依頼）

年 月 日付け提出のありました                    （事業名）に係る事前景観調査報告書について、景観上の影響が軽微と判断し、ニセコ町景観条例第30条第1項及び第30条の2第1項に基づく住民説明会の開催及び資料の公開は要しないものとします。

ただし条例第30条及び第30条の2の趣旨に則り、関係住民等（開発事業予定地周辺の土地所有者や周辺自治会の住民）への下記の事項によるご配慮をお願いします。

記

配慮事項

1 対象自治会

                    （自治会名称） 行政推進員                     （氏名、住所）

※ 上記自治会の情報は、ニセコ町個人情報保護条例第8条第5項に基づき提供するものですので、本依頼内容以外での使用を禁止します。

2 条例第28条の協議書を提出する前に、開発事業予定敷地に隣接して居住する者に対して事業概要の説明を行ってください。またその他の関係住民等に対し、事業概要の周知を行ってください。

3 関係住民等から説明会等の依頼があった場合には、誠実に対応してください。

年 月 日

様

ニセコ町長

開発事業者が行う対応への協力をお願い

この度、                    (開発事業者)                    から、次のとおり開発事業の協議がありました。当該開発事業は、事前景観調査報告書の結果、景観上の影響が軽微と判断し、ニセコ町景観条例第30条第1項及び第30条の2第1項に基づく住民説明会の開催及び資料の公開は要しないものと判断しました。

このことについて、開発事業者に通知するとともに、皆様へ事業概要の周知等をするよう依頼しました。

つきましては、開発事業者による事業概要の周知等に当たり、特段のご配慮とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 開 発 事 業 者
- 2 開 発 事 業 予 定 地
- 3 開 発 事 業 名 称
- 4 開 発 事 業 の 概 要